

基発0215第2号
平成23年2月15日

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成22年8月31日付け福岡労発基第178号をもってりん伺のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則第35条別表第1の2第7号10に定める業務上の疾病として取り扱われたい。

■■■■に発症した白血病の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成23年2月2日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 請求人の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (4) 所属事業場 [REDACTED]
- (5) 傷病名 [REDACTED] 骨髄性白血病
- (6) 発症年月日 [REDACTED]
- (7) 労災請求年月日 平成21年10月19日(療養補償給付)

2 請求の趣旨

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 請求人の放射線業務の内容

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 請求人の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばく

請求人の外部被ばく線量については、フィルムバッジによって測定が行われており、その累積被ばく線量(実効線量当量)は [REDACTED] (別紙1参照)。

(2) 内部被ばく

請求人は、内部被ばくについても別紙2のとおり定期的に測定されており、その記録によると内部被ばくは [REDACTED]

(3) 事故的被ばく

請求人の申し立て、所属していた事業場及び原子力発電所からの報告書によると、
いずれの発電所においても [REDACTED]

5 療養経過等

(1) 主な療養の経過

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 発症前の白血球数

[REDACTED]
[REDACTED]

第2 検討会の判断

1 請求人の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

請求人の外部被ばく線量(実効線量当量)は、個人の被ばく線量管理を合計した [REDACTED]

■
(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばくは、個人の被ばく線量管理の状況から、■

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは■

以上のことから、請求人の累積被ばく線量は■と判断する。

2 業務上外について

(1) 白血病の認定基準について

電離放射線に係る業務上外の認定基準においては、白血病に関して次の認定要件を定めている。

- ①相当量の電離放射線に被ばくした事実があること。
- ②被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生した疾病であること。
- ③骨髄性白血病又はリンパ性白血病であること。

①における「相当量」に関しては、業務により被ばくした線量の集積線量が次式で算出される値以上の線量をいうものとされている。

$$0.5 \text{ レム} \times (\text{電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数})$$

※ 1 レム=10mSv

(2) 結論

ア 請求人に発症した疾病は、■の診断結果から■骨髄性白血病と判断される。

なお、当該疾病の発症時期については、■とするのが妥当である。

イ 請求人が電離放射線被ばくをする業務に従事した年数の算出については、

■
■
■
■
■
■
■

ウ 業務従事年数の算出に当たっては、放射線管理区域内への立入日数を年換算する方法が妥当とするものであるが、上記年数を単純に「 $5\text{mSv} \times (\text{電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数})$ 」の数式にあてはめると業務上認定の要件として掲げる「相当量」の放射線被ばくに対応する累積線量は [] となる。このような低線量の被ばくにより白血病を発症すると判断することは、現在の医学的常識に著しく反することとなる。

当検討会としては、立入日数を年換算して算定された従事年数が [] [] 場合には、白血病の業務起因性を認める場合の電離放射線による被ばく線量の相当量を [] とするべきものとする。

以上により、請求人の被ばく線量である [] は認定基準に掲げる被ばく線量を上回っているものと認め、請求人に発症した [] 骨髄性白血病については、放射線業務に起因する疾病と判断することが妥当である。



